

津市木材利用促進事業補助金交付要綱

平成26年3月31日訓第21号

改正 平成27年3月31日訓第37号
平成31年3月29日訓第13号
令和4年3月29日訓第16号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における地域産材の需要拡大及び利用の促進を図るため、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域産材 本市の区域内の森林から産出された木材で、三重県内の製材業者等の産地証明書が交付される木材をいう。
- (2) 主要部材 土台、大引、根太、通柱、管柱、間柱、梁、桁、筋かい、小屋束、棟木、母屋及び垂木をいう。
- (3) 在来工法 木材を使用した土台、柱、梁等で建物を組み立てる木造建築物の工法をいう。

(名称)

第3条 第1条の補助金は、「木材利用促進事業補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象)

第4条 補助金は、本市の区域内で新たに自ら居住する住宅の建築（建替えを含む。以下同じ。）を行う者で、次に掲げる条件のいずれにも該当するものに対して、主要部材に要する費用をその対象として、これを交付するものとする。

- (1) 市税を滞納していない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と

関係を有する者でないこと。

(対象建築物)

第5条 補助金の対象となる建築物（以下「対象建築物」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 主要部材に地域産材を材積の60パーセント以上又は12立方メートル以上使用していること。
- (2) 建築する住宅が併用住宅の場合は、居住部分が延べ床面積の2分の1以上であること。
- (3) 本市の区域内に事務所を有する事業者と請負契約を締結し、建築する住宅であること。
- (4) 在来工法により建築される木造建築物であること。
- (5) 補助金の申請年度に着手し、当該年度内に棟上げまで完了する住宅であること。

(補助金の額)

第6条 補助金は、地域産材の使用量に1立方メートル当たり25,000円を乗じて得た額（当該額が300,000円を超えるときは、300,000円）を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、木材利用促進事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 地域産材使用計画書
- (2) 市税完納証明書
- (3) 対象建築物の建築に係る契約書又はこれに代わる書類の写し
- (4) 対象建築物の位置図、平面図、矩計図及び建築面積計算表
- (5) 建築予定箇所の写真

(実績の報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、対象建築物の棟上げが完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに、木材利用促進事業実績報告書（第2号様式）を提出しなければならない。

式) に次に掲げる書類を添えてこれを行わなければならない。

- (1) 地域産材使用実績書
- (2) 地域産材産地証明書
- (3) 主要部材の棟上げ完了写真
(補助金の請求)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、規則第13条の規定により補助金等交付確定通知書(規則第7号様式)の交付を受けたときは、木材利用促進事業補助金請求書(第3号様式)を市長に提出して、補助金の交付を請求するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日訓第37号)

- 1 この訓は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市木材利用促進事業補助金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月29日訓第13号)

- 1 この訓は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市木材利用促進事業補助金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則(令和4年3月29日訓第16号)

- 1 この訓は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市木材利用促進事業補助金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

第1号様式（第7条関係）

木材利用促進事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名 ⑩

〔法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事務所の所在
地、名称及び代表者の氏名〕

電 話

津市木材利用促進事業補助金交付要綱第7条の規定により、木材利用促進事業補助金の交付を次のとおり申請します。

1 交付申請額

円

2 添付書類

- (1) 地域産材使用計画書
- (2) 市税完納証明書
- (3) 対象建築物の建築に係る契約書の写し又はこれに代わる書類の写し
- (4) 対象建築物の位置図、平面図、矩計図及び建築面積計算表
- (5) 建築予定箇所の写真

※ 申請者（法人にあつては、代表者）の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

別紙

地域産材使用計画書

1	対象建築物の建築場所	津市		
2	対象建築物の種類	住宅（専用住宅・併用住宅）		
3	対象建築物の延べ床面積 （併用住宅は居住面積）	平方メートル		
4	事業者名			
5	建築契約年月日	年	月	日
6	着手予定年月日	年	月	日
7	棟上げ完了予定年月日	年	月	日
8	対象使用量及び使用率			
	木材使用量	立方メートル		
	地域産材使用量	立方メートル		
	地域産材使用率	パーセント		
主 要 部 材	部材名	地域産材 (m ³)	その他 (m ³)	合計 (m ³)
	土台・大引・根太			
	柱(通柱・管柱・間柱)			
	桁・梁・筋かい			
	小屋束・棟木・母屋・垂木			
	計			

備考

- 1 使用量は、 m^3 単位とし、小数点以下第3位を四捨五入すること。
- 2 使用率は、%単位とし、小数点以下第2位を四捨五入すること。

第2号様式（第8条関係）

木材利用促進事業実績報告書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名 ⑩

〔法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

電 話

津市木材利用促進事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり報告
します。

1 交付決定額

円


2 添付書類

- (1) 地域産材使用実績書（別紙1）
- (2) 地域産材産地証明書（別紙2）
- (3) 主要部材の棟上げ完了写真

※ 申請者（法人にあつては、代表者）の氏名を自署する場合は、押印を省略
することができます。

別紙 1

地域産材使用実績書

1	対象建築物の建築場所	津市
2	対象建築物の種類	住宅（専用住宅・併用住宅）
3	対象建築物の延べ床面積 （併用住宅は居住面積）	平方メートル
4	建築契約年月日	年 月 日
5	着手年月日	年 月 日
6	棟上げ年月日	年 月 日
7	対象使用量及び使用率	
	木材使用量	立方メートル
	地域産材使用量	立方メートル
	地域産材使用率	パーセント
8	事業者 所在地 名称 代表者職氏名 電話番号	

9	地域産材納品製材業者 所在地 名 称 代表者職氏名 電話番号	⑩		
10	地域産材購入原木市場 所在地 名 称 代表者職氏名 電話番号	⑩		
主 要 部 材	部材名	地域産材 (m ³)	その他 (m ³)	合計 (m ³)
	土台・大引・根太			
	柱(通柱・管柱・間柱)			
	桁・梁・筋かい			
	小屋束・棟木・母屋・垂木			
	計			

備考

- 1 使用量は、 m^3 単位とし、小数点以下第 3 位を四捨五入すること。
- 2 使用率は、% 単位とし、小数点以下第 2 位を四捨五入すること。
- 3 業者等が複数の場合は、すべて記載すること。
- 4 8 欄、9 欄及び 10 欄において、代表者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

別紙 2

地域産材産地証明書

年 月 日

所在地

製材業者名

代表者職氏名

印

電話番号

次のとおり津市木材利用促進事業補助金交付要綱第2条に規定する地域産材を納品したことを証明します。

1 納品先

(1) 建築工事名

(2) 建築業者名

所在地

代表者職氏名

2 納品内容

主 要 部 材	部材名	地域産材 (m ³)	その他 (m ³)	合計 (m ³)	備考
	土台・大引・根太				
	柱(通柱・管柱・ 間柱)				
	桁・梁・筋かい				
	小屋束・棟木・母 屋・垂木				
	計				

備考

- 1 代表者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。
- 2 使用量は、m³単位とし、小数点以下第3位を四捨五入すること。

第3号様式（第9条関係）

木材利用促進事業補助金請求書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名 ⑩

〔法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事務所の所在
地、名称及び代表者の氏名〕

電 話

年 月 日付け津市指令(記号番号)で交付確定を受けた
津市木材利用促進事業補助金を次のとおり請求します。

請求金額 円

振 込 先 金 融 機 関	
口 座 番 号 (請求者名義に限る。)	1 普通 2 当座 口座番号
口 座 名 義 人 (カタカナ)	